

日/中/韓-ASEAN 地域貿易協定における原産地規則の比較

法政大学経済学研究科博士後期課程 3 年 中岡真紀

論文要旨

世界貿易機関（WTO：World Trade Agreement）における多国間貿易交渉であるドーハ・ラウンドの行き詰まりから、世界各国は地域貿易協定（RTA：Regional Trade Agreement）の締結を推進していった。2017 年 10 月現在 WTO には 300 ほどの地域貿易協定が報告されている。地域貿易協定が締結されると関税が撤廃され、自由に貿易できるようになる。しかし、その地域貿易協定の便益を享受するには、条件を満たさなければならない。そのルールの一つが原産地規則（RoO：Rule of Origin）である。地域貿易協定締約国間では関税が撤廃されるが、域外国とは関税が残る。締約国を経由して輸出される迂回輸出を防ぐために、原産地規則は設定され、また原産地規則を制限的にすることにより、市場アクセスの自由化に歯止めをかけることができる。この原産地規則は各協定によって異なっており、共通のルールはない。本論文では、東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）を中心としたアジアの地域貿易協定において、日本、韓国、中国と ASEAN の各地域貿易協定に焦点を当て、その原産地規則の制限度を比較することにより、地域貿易協定の質を検証する。今回の分析対象は実行関税率表第 11 部（第 50 類から第 63 類）テキスタイル及びアパレルとし、各協定の原産地規則の制限度を数値化し、その RoO Index を使用して 3 つの地域貿易協定の質を実証分析した。

結果は、中国 ASEAN 地域貿易協定は統計的に有意とはならず、日 ASEAN および韓国 ASEAN はマイナスで有意となった。日 ASEAN および韓国 ASEAN の原産地規則は地域貿易協定を利用するには阻害要因となっている。中国 ASEAN は原産地規則の制限度が比較的緩やかである。理想的な原産地規則になっているのかもしれない。今後はすべての品目において原産地規則を比較し、地域貿易協定の質を測っていきたい。

JEL Classification：F14、F15、F13

キーワード：地域貿易協定、原産地規則、ASEAN